

# 市議会定例会を開催

第2回岡谷市議会定例会が、2月24日(火)から3月19日(金)の25日間の会期で開かれました。

この議会では、16年度予算審議や、公平委員会委員の選任、条例の改正等の審議のほか、一般質問も行われました。

主な内容をお知らせします。



## ◆◆ 人事案件 ◆◆

▽岡谷市等公平委員会委員に小口由企夫氏を選任することに同意しました。

## ◆◆ 条例等 ◆◆

▽岡谷市男女共同参画条例を男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ計画的に推進していくため制定することを決めました。

▽議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例を地方公務員災害補償法の改正に伴い一部改正することを決めました。

▽岡谷市保育所条例を市立あやめ保育園の位置を変更することに伴い一部改正することを決めました。

▽岡谷市職員の公益法人等への派遣等に関する条例を地方公営企業労働関係法の改正に伴い、一部改正することを決めました。

▽岡谷市特別職の職員等の給与に関する条例を「市長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員、その他非常勤特別職」の報酬を減額等するため一部改正することを決めました。

▽岡谷市特別会計条例を緑資源公団が独立行政法人緑資源機構に改組されたことに伴い、一部改正することを決めました。

▽岡谷市商工業振興条例を工場等

の新設及び増設に対する支援を拡充し、工業の一層の振興を図るため、一部改正することを決めました。

▽岡谷市印鑑の登録及び証明に関する条例を印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、一部改正することを決めました。

## ◆◆ 15年度補正予算 ◆◆

▽一般会計で、職員の退職手当追加分、市立岡谷病院・健康保険岡谷塩嶺病院事業会計負担金追加分、川岸駅前公衆トイレ建設工事、中小企業金融対策事業追加分などのため、7億2683万円を追加し、総額24億4901万9千円とすることを決めました。

▽市立岡谷病院事業会計、健康保険岡谷塩嶺病院事業会計、水道事業会計の補正予算をそれぞれ決めました。

## ◆◆ 16年度予算 ◆◆

▽一般会計、8特別会計、湊財産区一般会計、4企業会計をそれぞれ決めました。(2〜7ページをご覧ください)

## ◆◆ 一般質問 ◆◆

▽15人の議員が、新年度予算、まちづくり、合併問題、福祉、教育、環境など市政全般にわたり活発な議論を交わしました。

## ◆◆ 請願・意見書 ◆◆

▽「長野県内に『がんセンター』の設置を求める意見書」「中小企業金融支援策の早期実施及び金融アクセスメント法の制定を求める意見書」を可決し、関係行政庁へ提出することを決めました。また、「年金課税強化の撤回を求める請願」「年金課税強化の撤回を求める意見書採択の請願」は不採択、「地方交付税の大幅削減の中止を求める意見書」「公立保育所運営費国庫負担金の廃止、一般財源化に反対する意見書」は否決となりました。

## 諏訪地域6市町村 任意合併協議会の解散について

諏訪6市町村任意合併協議会は、3月31日(水)をもって解散しました。今後は、岡谷市・諏訪市・下諏訪町の2市1町の職員による合併を検討する「湖周都市プロジェクトチーム」が発足しますのでお知らせします。

### 問合せ先

- 諏訪市役所402会議室 [4階] ☎52-4141
- 岡谷市役所 広域合併推進室 ☎23-4811 (内線1521)

市議会の会議録は、岡谷市議会ホームページからご覧いただけます。

# あいさつ運動強調月間

～みんなで気持ちよいあいさつをしましょう～

あいさつは、人とのふれあいや心の通じ合いの第一です。より良い人間関係を築くためには、時と場をわきまえた、真心のこもった礼儀正しいあいさつができることが大切です。

市内小中学校では、4月を「あいさつ運動強調月間」として重点的にあいさつ運動に取り組みます。この機会に、自分のあいさつのあり方などをふりかえり、学校や家庭、職場や地域社会でみんなが気持ちよくあいさつを交わしましょう。

## 運動の重点

▽学校では友だち同士、先生と児童・生徒が、明るい元氣なあいさつを響かせましょう。

また、地域活動の場でも明るくいろいろな人にあいさつをしましょう。  
▽家庭では、家族全員があいさつを習慣化しましょう。

▽各種団体等では、会議などを通して、あいさつの実践に努めましょう。  
▽事業所では、立て看板などを掲示して、あいさつを実践し、明るい職場づくりを進めましょう。

▽小中学校の通学路では、誰でもお互いあいさつを交わし合い、地域の人と児童・生徒のふれあいをつくりましょう。

うれしいな ありがとうって 言われたよ

有賀 優貴さん (上の原小5年)

あいさつは みんなの笑顔 よびだすよ

守屋 佑亮さん (長地小5年)

あいさつは みんなの元氣 とりもどす

小林 咲希さん (川岸小5年)

あいさつは 心が開く たから箱

浜 徹香さん (田中小5年)

あいさつは 朝のなやみを ふきとばす

宮坂 伶さん (小井川小5年)

「おはよう」で あなたもほくも がんばれる

山岡 佑多さん (湊小5年)

おはようの 一言だけで いい気分

依田 結香さん (岡谷小4年)

寒い日も あいさつするほど ほっかほか

山下 翔子さん (神明小5年)

おはようは 一日元氣の おまじない

澤柳 瀬奈さん (西部中2年)

おはようと ひと声かけて ひらく窓

武居 美幸さん (東部中2年)

挨拶は 笑顔を届ける 宅急便

金井 律子さん (南部中1年)

おはようと 最初の一步 ふみだそう

今井 綾香さん (北部中1年)

おはよう!!



〔学校、学年は3月現在〕

4月1日から

## 児童手当

が小学校3年生まで拡大されます!

平成16年4月1日から、児童手当制度が拡充されました。

支給対象年齢が、現在の義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）までから、小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末）まで拡大されます。

新たに、児童手当を受けようとする児童の保護者のみなさんについては、市民課の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求等は、平成16年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。



### 小学校入学児童の保護者のみなさん

(平成9年4月2日生まれ～平成10年4月1日生まれ)

平成16年3月31日まで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きは必要ありません。児童手当は4月以降も引き続き支給されます。(ただし6月に現況届けを送りますので提出してください)

上記に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求または額改定認定請求が必要になります。(右記参照)

### 小学校2・3年生の児童の保護者のみなさん

(平成7年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ)

現在、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、現在すでに下のお子さん等（就学前児童）で児童手当を受給されている保護者の方は額改定請求等が必要となります。なお請求書の他に、認定に必要な添付書類は、次のとおりです。

- ①年金加入証明書（請求者が厚生年金加入者の場合）
- ②所得証明書（岡谷市に転入された方で平成15年1月1日に岡谷市に住所がなかった方。前住所地の市町村から取り寄せてください。)

☆ 請求手続きに必要な書類および詳細は、4月上旬に学校を通じお子さんに、通知をお配りします。

(注) 所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されない場合があります。

お問い合わせは… 市民課 年金・市民サービス担当 ☎ 23-4811 (内線1157)

# 固定資産税

平成16年度の固定資産税は、平成16年1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している方（登記簿等に所有者として登録されている方）にお願いします。（1月1日以降に売買等により所有権が変わった場合も、平成16年度分は1月1日の所有者にお願いすることになります）

税率は1.4%で、土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計に税率をかけて、税額を算出しています。

## 《土地》

土地の評価は、地目別に評価基準に定められた方法により評価します。この地目は、宅地、田および畑（農地）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野および雑種地で、評価上の地目は土地登記簿上の地目にかかわらず、1月1日の現在の地目によります。また、地積は原則として土地登記簿に登記されている面積となります。

土地の評価額は、原則として3年に一度行われる評価替え（平成15年度実施）で決定され、次回の評価替え（平成18年度）まではその価格が据え置かれることになっています。しかし、平成16年度は地価の下落が認められることから、時点修正を実施して評価額の引き下げを行いました。

## 税負担の調整措置

平成16年度においても、住宅用地並びに商業地等の宅地（非住宅用地）に対して、負担水準区分に応じた負担調整率が適用される特例措置によって税負担の均衡化を図っています。さらに、地価の下落率が著しい土地の税額を据え置く措置も行っています。（負担水準の割合は別表1および2のとおりです）

別表1 住宅用地負担調整率表

負担水準	負担調整率
100%以上	本則課税となり引き下げ
80%以上100%未満	据え置き
40%以上80%未満	1.025
30%以上40%未満	1.05
20%以上30%未満	1.075
10%以上20%未満	1.10
10%未満	1.15

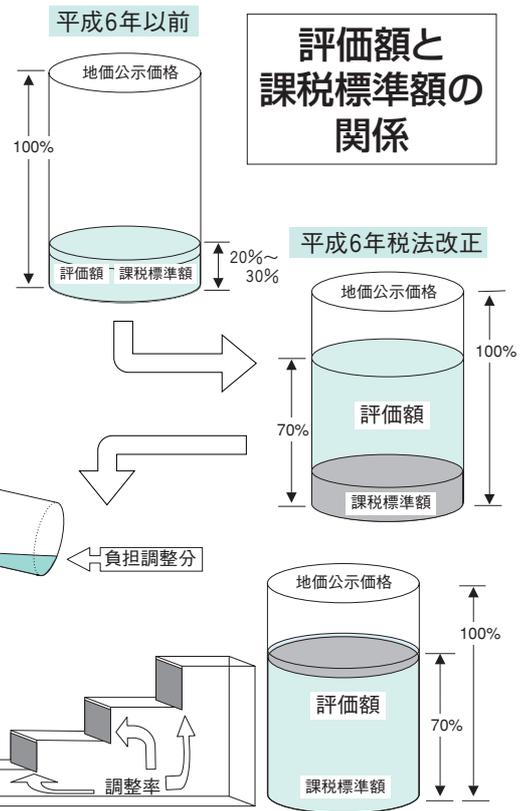
$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成15年度の課税標準額}}{\text{平成16年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100$$

別表2 商業地等（非住宅用地）負担調整率表

負担水準	負担調整率
70%を超えるもの	70%まで引き下げ
60%以上70%以下	据え置き
40%以上60%未満	1.025
30%以上40%未満	1.05
20%以上30%未満	1.075
10%以上20%未満	1.10
10%未満	1.15

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成15年度の課税標準額}}{\text{平成16年度評価額}} \times 100$$

## 評価額と課税標準額の関係



## 負担調整措置とは

平成6年度の税法改正により、宅地の評価額は国の地価公示価格の7割を目安に設定されました。それまでは地価公示価格の2割から3割程度の評価額であったものを7割としたために、急激な税負担の増加とならないようにするために負担水準に応じた負担調整率を掛け、課税標準額を徐々に上げて評価額に近づける措置をとっています。このため、負担水準が低い場合は評価額が下がっても税額が上がることになります。

# 《家屋》

## 家屋の評価

### 評価額＝再建築価格×経年減点補正率

**再建築価格**  
評価の対象となる家屋と同一ものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費を固定資産評価基準に基づき算出したものです。

**経年減点補正率**  
家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

**平成15年以前に建築された家屋**  
(在来分家屋)

平成15年度の評価替えによって評価額の見直しを行い、次回評価替えの平成18年度までの、今年度(平成16年度)と平成17年度はその評価額は据え置かれます。

**平成15年中に新築された家屋**

建物調査をさせていただいた資料に基づき、固定資産評価基準に沿って評価額を算出しました。なお、新築の住宅については、新築時から一定の期間は減額措置があります。



### 新築住宅の減額措置

#### 適用対象要件

- ◆ 専用住宅や併用住宅であること  
(併用住宅は、居住部分の割合が1/2以上のものに限り)
- ◆ 居住部分の総床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅35㎡)以上280㎡以下であること

### 都市計画税について

都市計画税は、道路の建設、下水道の普及・改良、あるいは公園の整備などの都市施設の建設・整備といった都市計画事業の費用にあてるため、土地や家屋の所有者に対してお願いする目的税です。(ただし、山林、原野、農業振興地域内の農用地は対象外となります)  
税率は0.2%で固定資産税とあわせてお願いしています。

### 課税明細書の送付

納税通知書に同封してある課税明細書には、固定資産課税台帳(名寄帳)の内容と同様の所有物件、評価額、課税標準額、負担水準などが記載されていますので、資産や課税内容の確認等にお役立てください。

### 路線価および標準宅地価格の閲覧

平成16年度の宅地評価に用いる路線価および市内の標準宅地価格が4月1日(木)から税務課資産税担当で閲覧できます。

#### 減額される期間

- 減額対象となるものは、新築された住宅用の家屋のうち住居部分に限り、併用住宅の店舗部分、事務所部分等は減額の対象になりません。減額の対象となる面積は、住居部分の床面積が120㎡分までとなります。また、住宅部分の床面積が120㎡を超える家屋は、120㎡分が減額の対象となり、残り面積は減額の適用がありません。
- ① 一般の住宅 (②以外の住宅)
  - …新築後3年度分
  - ② 3階建以上の中高層耐火住宅
  - …新築後5年度分

### 平成16年度の固定資産税・都市計画税の納期限

- |            |                  |            |                       |
|------------|------------------|------------|-----------------------|
| <b>第1期</b> | <b>4月30日(金)</b>  | <b>第2期</b> | <b>8月2日(月)</b>        |
| <b>第3期</b> | <b>12月27日(月)</b> | <b>第4期</b> | <b>平成17年 2月28日(月)</b> |

となっていますので、期限内納付にご協力ください。納付には、便利な口座振替をご利用ください。手続きは税務課収納担当または金融機関の窓口でできます。